

白河市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項及び白河市監査委員条例第 8 条第 1 項の規定により提出した平成 27 年度定期監査（第三期）結果の報告に対し、同法第 199 条第 12 項及び同条例第 8 条第 2 項の規定により、措置を講じた旨の通知があったことから、その措置状況を次のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

白河市監査委員 有 賀 秀 晴

白河市監査委員 藤 田 文 夫

別 紙

平成27年度定期監査（第三期）結果の措置状況報告書

《産業部》

□ 観光課

1、土地賃貸借契約

（指摘内容）

- ・ 発議書の専決区分に関する事務処理が改善されていない。
- ・ 財務規則に定める合議に関する事務処理が改善されていない。

（措置状況）

- ・ 課内で契約行為に係る情報を共有し、事務処理について改善を図るとともに、指摘内容を明確に引き継ぎ、次年度以降、適正に対応いたします。